

プログラム

金属労協/ JCM 事務局次長・国際局長 藤冨 健

はじめに

となる今回、2017年11月27日~ ログラム」を実施しているが、12回目 加者を募り、年1回「国際労働研修プ JCM は、JCM 加盟産別より参



国際労働研修プログラムとは

識している。 008年にスタートした。このプロ を担い得る人材の育成」を目指し、2 グラムの主な売りは次の点であると認 各産別・単組において国際労働運動 この国際労働研修プログラムは、

2

海外実地研修の前後の、 修の実施 国内研

事前に国際労働運動や訪問国に関す る知識を得る場(インプット)として 事前研修(国内研修I)においては、

定した。2017年は、日マレーシア 属の労働組合の交流・関係が深い点 シアの訪問は2008年の第1回以 傾向にあった点等を総合的に勘案し決 認証制度に関連する問い合わせが増加 同体)の中核国である点、組合登録の マレーシアが AEC (アセアン経済共 来であるが、JCM とマレーシアの金 12月1日でマレーシアを訪問した。国 際労働研修プログラムとしてのマレー プログラムから何を学び、どう活かす きながら理解を深め、最終的には「当 に共有し小島顧問にアドバイスいただ て得た見聞を報告書・感想文をベース は、国内研修Ⅱとして、実際に参加し 演いただいた。また海外実地研修後に 「マレーシアの労働運動」について講 JCM 顧問より、「国際労働運動とは 待について説明した上で、小島 正剛 研修プログラムの概要と参加者への期 いる。今回は、JCM から国際労働

や ト)を宣言いただく場としている。 活動につなげていくのか(アウトプッ ける建設的な労使関係構築の重要性 か」というテーマで、海外事業体にお 参加者自らが自組織でどのような

海外実地研修における訪問先の 流会議の実施 バランス、現地労組役員との交

聞は一見に如かず」。 情報を得る貴重な機会となっており、 ヒアリング・意見交換を実施する。 で各所を訪問し、それぞれの訪問先で 海外実地研修は、 1週間程度、 現地現物で生の 現地

げる。

組合との交流会議、 概略をつかんだ上で、後半の現地労働 等の現地政府系機関を訪問し、 捉える、ということ。訪問の順番も工 労働法・労働組合等を所管する省庁 夫し、極力実地研修の前半に、日本国 大使館やジェトロ・日本商工会議所、 一つ目は、政労使バランス良く訪問 訪問国の状況を偏りなく俯瞰的に 職場訪問につな 全体

には 議後の現地組織との懇親会も、必要に 際会議自体に触れる機会が多くない 組み」「職場におけるコミュニケーシ 流会議、 会議は貴重な経験である。また交流会 参加者にとって、 加者から発表者を選出するのだが、国 に発表し、 ョンと労働組合の意識」について相互 と。テーマは職場活動であり、 いう形式をとる。 日本側は JCM 二つ目には、労働組合との一日の交 「日常的な労使間の話し合いの仕 国際会議を実施するというこ 参加者間の質疑で深めると 同時通訳を介しての

訪問先に格段の配慮をしている。

換もなかなかない経験である。 に逐次通訳を介するやりとりとなっており、現地の言葉や文化に触れるの意見交換、情報交易がのがある。

るようになる。このような文化の差 ことで、 が置かれた立場とその背景を理解する 忌避しがちな内容であるが、海外の労 相談も多い。 個別企業に関する紛争事例の話題や ることのみならず、日本について、自 話すこと」にもつながり、訪問国を知 の組織と話をすること=日本について 関するものが多い。実際、現地の組合 を感じるのも貴重な経験である。 いことではない。 働組合との会議においては決して珍し ともなり得る。また、 組織についての理解を深めるきっかけ 役員と話すとわかることだが、「海外 は、発表した内容に限らず日本全体に 海外の労働組合の関心事項として 彼らの発言の意図を理解でき 日本の参加者からすれば 海外の労働組合役員 会議の平場での

(海外組織とのネットワーク、

JCM5産別の中での仲間づくり) 労働組合との交流会議を通じ、現 海外の労組間交流がスタートした実 海外の労組間交流がスタートした実 のもある。「MNC(Multinational

> り、 する日本の労働組合も多い。 場状況等得られる情報がとても多いこ その連帯感が生まれ、組織の内情や職 労働者のための労働組合同志だからこ る。 現地組合役員と名刺交換することが 組合にとって、このような交流の場で と現地事業体の労働組合間で構築す のネットワーク構築」は、 係構築をしておけばよかったと後悔 が発生してから初めて現地の組合と関 とに気づかされるのである。労使紛争 情報交換をスタートする良い契機とな を構築するきっかけもない日本の労働 もなく、元々現地組織とネットワーク はあっても現地労働組合と接する余裕 ることによるメリットは計り知れな しても推し進めている活動の一つであ 実際交流してみると、同じ企業の 海外駐在の組合員を訪問すること 日頃から顔の見える関係を日本 J C M

とって大きな財産である。 重じ、参加者間の連帯が深まることも る。単組・産別の枠を超えて、JCM るのプログラムのメリットの一つであ このプログラムのメリットの一つであ このプログラムのメリットの一つであ

修プログラムの訪問国においては、そ連携を深めてきた。過去の国際労働研海外の金属産業に関わる労働組合との企業のグローバル化の進展に合わせ、



左から三菱電機労働組合 林中央執行委員/全トヨタ労働組合連合会 粥川部長

のほとんどが現地労働組合を主としたのほとんどが現地労働組合との関係の深さをと海外の労働組合との関係が今に至るまで引き継がれており、これこそがなかなか表にでない JCM の強みであると実感するのである。

経て得た気づき国際労働研修プログラムを

項を抜粋すると以下の通りである。感想文の中で記載いただいている共通書として取りまとめる予定であるが、書として取りまとめる予定であるが、

た報告のギャップの大きさで受けた印象と労働組合から得1 人的資源省・マレーシア経団連

である。 問した。 Employers Federation = MEF)を訪 を訪問した後、 から見た労働組合役員の報告から、 地労働組合との交流会議を経て、 との感想であったろうが、水曜日の現 成や活動にも総じて好意的であった_ 努力を垣間見ることができた。 組合結 労使関係を構築する政府側、企業側の いれば、「マレーシアで調和のとれた 省、マレーシア経営者連盟(Malaysian ノの見方が大きく変わることとなるの 月曜日にジェトロ・日本国大使館 火曜日までの訪問で終わって 火曜日は人的資源 現場

つか紹介したい。

信 個別企業での具体的事例を交えての報 解雇)を被るケースも多い。」(実際の 員であることを理由に不利益(移動や る組合登録にも時間がかかる。組合役 らの嫌がらせも多い。人的資源省によ らの嫌がらせも多い。人的資源省によ によ

している。」だが、ストに至らない労働争議は頻発だが、ストに至らない労働争議は頻発ストライキの実績としては確かにゼロ・「人的資源省のレポートにあった通り

マレーシアの労働組合 概況と直近の動向 まとめ

※マレーシアは、1957年にイギリスから独立したが、多くがイギリス法の影響を受けている。

(1) ILO (国際労働機関) 中核的労働基準: 4分野8条約のうち、 第87号 (結社の自由及び団結権保護) は未批准。

(2)組織率:6.4%(2016年)

*金属関係では、中国からの安価な輸入品が原因で、過去2年間組織人員が減少した、との報告あり。

(3) 労働組合関係

- ①関連法規:「1959年労働組合法」「1967年労使関係法」
- ②労働組合の登録:マレーシアの特徴として、人的資源省による認証制度がある。
 - ・企業別、職業・職能別、産業・業種別に労働組合結成が可能と規定されているが、特定の産業・業種において、組合は一つのみと限定。
 - ・労働組合を組織するためには、人的資源省労働組合局へ の登録が必要。(申請には7名以上の組合員が必要)
 - ・団体交渉を実施するには、組合登録の上、使用者による 組合の承認が必要。
 - ・組合にとってのハードルは、主に人的資源省労働組合局による認証時の「Competency(資格・適格性)」と使用者による組合承認時の「Majority(過半数)」
 - Competency: どの産業を、誰を代表しているのか。代表できているのか。
 - Majority: 労働者の過半数(50%+1名)の支持を得ているのかがポイント。労使関係局の下、秘密投票を実施する。
 - ・組合結成に向けた主な妨害内容としては以下の通り。
 - 使用者側による〝任意〟認証の拒否

- 団体交渉権確立に向けた Majority の獲得

- 人的資源省による Competency の判断 例えば、設立する労働組合がその産業に当たるのかどうか(例 えば、エレクトロニクスとマレーシア電機労組との関係)
- 〈投票前〉組合役員に対する嫌がらせ、投票対象者に対する 脅し(例えば「組合ができれば生産移転する」「(外国人労 働者の場合)組合が結成されれば本国に戻す」等) 〈投票後〉仮に過半数をとっても、使用者側による投票結果 に対する異議申し立て、組合役員の解雇、等

③団体交渉:

(ア) 使用者団体と産業別全国組合

例)銀行、農園は、使用者団体と産別労組が交渉し、産業 全体の団体協約を締結。

(イ) 使用者と産業別全国組合の地域支部(いわゆる "たす きがけ" 交渉)

例)NUTEAIW(マレーシア全国輸送機器・関連産業労組) は約40社の代表として企業との交渉を実施。

(ウ) 使用者と企業内労働組合

*マハティール第4代首相 (1981年~2003年) は、ルックイースト政策により、企業内労働組合 (インハウスユニオン)の設立を奨励。人的資源省としても効率性 (交渉の際に個別企業の課題を深堀ができる) の観点から企業内組合を推奨。

④ストライキの実施:

参加資格のある組合員の3分の2以上の賛成が必要。2011 年以降は発生件数ゼロ(組織率の低さ、スト実施手続きの煩 雑さ等が理由)

⑤労使紛争の際の解決方法

- ・基本は、労使の自主的な話し合いによる解決。
- ・解決しない場合は、人的資源省労使関係局長による調停。 1967 年労使関係法に規定。それでも解決しない場合は、 人的資源大臣による調整。それでも解決しない場合は、労 使関係法に基づき設置される労使関係裁判所(Industrial Court)による裁定。
- ·労働者からは、苦情審査の労働裁判所 (Labor Court) がある。 1955 年雇用法に規定。所管は、人的資源省労働局。

マレーシア労働環境における直近の変化

(1) 最低賃金制度

2011年、国家賃金評議会法を制定し、2012年に最低賃金指令を公布した。2013年1月より導入され、見直しは2年毎に行うこととなっている。2016年7月には初となる改訂が実施された。外国人労働者にも最低賃金は適用される。

【半島部】月額 RM900 → RM1000 【サバ州・サラワク州・ラブアン】月額 RM800 → RM920

(2) 最低退職制度

2012年最低退職年齢法(2013年7月施行)により、定年が55歳から60歳に延長された。

(3) 外国人労働者

マレーシアは外国人労働者の比率が高く、外国人労働者数は 175 万人

(2017年7月末時点政府推計。インフォーマル含めれば400万人以上とも)と言われている(マレーシア労働力人口は約1450万人)。

製造現場の作業員、農業、家事手伝いなどの労働者を外国から雇う場合、就労許可が必要である。政府としては、マレーシア人の雇用確保、治安上の観点から人数を削減したい意向であり、認可審査が厳格化している。

また、外国人労働者については雇用税 (Levy いわゆる人頭税) が課されているが、2016 年3月に雇用税が大幅に引き上げられた(例えば、製造業は、RM1250 → RM1850)。また、政府は2018 年1月より人頭税の支払いを雇用主の義務とした。

(4) 物品・サービス税 (Goods and Services Tax= GST)

2015年4月に導入された新税制。それまでの売上税、サービス税が廃止され、GSTが導入された。税率は6%であるが、一部の日用品、食品は免税・減税の対象となっている。

(5) 雇用保険制度

2018年1月より導入された。労働者のセーフティネット強化が目的で、解雇された労働者が再就職するまでの間、手当を給付するとともに技能訓練など再就職活動を支援するための制度である。対象となる労働者の給与の0・4%に相当する額を労働者と雇用者の双方から0・2%ずつ徴収し、積み立てた基金により社会保障機構が運用する。

*1RM (リンギット) =約27円

の導入で浸食されてしまった。」 労働者の意欲をくじき、 されたが、 ゎ 者にとってのベネフィットは、 れている。 を弱める上で効果的な仕組みとみなさ つ公平に解決する仲裁機関として設置 「最低賃金によって達成された労働 「労働裁 事象であっても光の当て方で全く 労働 問題が。 組合の視点から、 鋭判所は、 使用者・政府にとっては、 今回 の研修を通じ、 労使紛争を迅速か 労働者の信頼 出るわ出る G S T ーつ

が、

見え方が異なることを改めて実感し

たのである。 日頃の労働組合の活動に対する

参加者からは、

先輩の努力が積み重なって今があるこ

あらためて日本の労使関係は、

諸

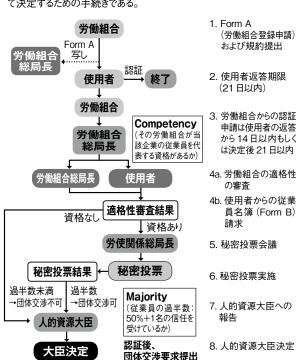
2

Q

は全世界共通である。

労働組合認証請求の手続き

労働組合認証請求は、労働組合が企業内(使用者)での団体交渉 において労働者を代表する資格があるか(可能であるか) どうかについ て決定するための手続きである。



マレーシアについて 団体交渉要求提出

今後も

産

あ 口

以上に、 きた、 に対する気づきが多い。 労使の観点から幅広く学ぶことがで コメントを紹介したい。 等々のコメントも多いが、 参加者自身の日頃の組合活動 部ではある それ

あるが した。」 とに気づき えるような活動をしなければと再認識 「マレーシアにおいても様々な紛争が ミュニケーションの重要性 Face で向き合うことであり、 紛争を通じて学んできたのは、 後輩にもそう思ってもら Face これ

インダストリオール・マレーシア協議会資料をもとにJCM国際局で作成

別 親兄弟、

継続的に実施していく。 おわりに にある。 が唯 この国際労働研修プログラムは、 ・参加者からの評価も高く、

する期待も大きい。 めている。 であるからだ。 員の賃金 どちらかといえば自国の、 い。企業別組合が主流の日本おいては、 運動の理解度は低いと言わざるを得な 日本企業の親会社 全般的に、 ・労働条件が 世界各国でプレゼンスを増 日本における国 ただ、 の 世界は連帯を求 一番の関心事 分分働組 自社の組合 合に対 [際労働 項

日

だなぁ」 理が起こったとき、 トなんかやって海外の労働組合は過激 益を考えたら当然、 だろうか。 は 「経営側・現地事業体が決めたこと」「ス たとき、 例えば、 他国の事象とはいえ、 等々反応は様々だと思う。 皆さんはどのように考える 海外事業体において人員整 **一企業を取り巻く環境、** ストライキが起こ いたしかたない 我々と同じ 私 収

の方が重要ではないか。」 「言語も大事だが、それよりも隣人を、 親戚のように感じていること

国においては参考事例に過ぎない、 国固有の事情を踏まえた最適解がそこ 「日本ならばこうする、 一の正解ではなく、 というの それぞれの 従他 そ

働者 憲法第28条に団体行 られているのである。 の基本的権利であり、 が必ずある。そもそもスト権は労働者 が 組織としても自分事として考える必要 ように現地事業体に雇用されている労 あると思う。 ・組合員がいるのであり、 ストに至る背景・理由 動権として認め 日本でも日本国 日本の

こと、 揮できる役割は大きいのではない 係を知る日本の労働組合が海外で発 られているのである。 使関係は海外では類を見ないユニーク に行けば顔を合わせ、 業拠点も国内の職場活動と同様、 えるかがキーだと思っている。 れだけ現場に足を運び組合員に寄り添 組合活動の原点は職場活動であり、 きることは重要である。 接すること、 な関係ではあるが、 るが、 頭から接点を作っておく活動が求め グラムを通じ、ある一国の その意味において、国際労働研修プ そして海外の労働組合と実際に 政労使の視点を偏りなく学ぶ 顔の見える関係が構築で 逆に日本の労使関 確かに、 顔の見える活動、 私見であるが 日本の労 事情では 海外事 現地 か

景は 労働条件向上につながるのである。 で締めくくりたい。 最後に、 を表現いただいている。 業種・ 違っても同じ働く者の仲間とし 参加者の感想にあった一 国籍を超えた連携が互 まさに JCMの思 「環境や背

11

て、